

1 飲食店等（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗）

カテゴリー	対象	要請内容
飲食店	飲食店	<p>【ゴールドステッカー認証店舗】</p> <p>○以下の①又は②のいずれかとする事</p> <p>①営業時間短縮（5時から21時） 酒類提供（持込み含む）は11時から20時30分</p> <p>②営業時間短縮（5時から20時） 酒類提供（持込み含む）は自粛</p> <p>○同一テーブル4人以内 （5人以上のグループの場合、テーブルを2つ以上に分けること） ただし、対象者全員検査で陰性を確認した場合※は、同一テーブル5人以上の案内も可（※対象者全員検査により行動制限の緩和の適用を受けようとする事業者は、府に登録が必要）</p> <p>【その他の店舗】</p> <p>○営業時間短縮（5時から20時） 酒類提供（持込み含む）は自粛</p> <p>○同一グループ・同一テーブル4人以内（5人以上の入店案内は控えること）</p> <p>（共通事項）</p> <p>○利用者へのマスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む）</p> <p>○アクリル板の設置等</p> <p>○上記のほか、特措法施行令第5条の5各号に規定される措置（従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、施設の消毒、施設の換気）</p> <p>○業種別ガイドラインの遵守を徹底</p> <p>○利用者に対し2時間程度以内での利用を要請</p> <p>○カラオケ設備を利用する場合は、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策を徹底</p>
	料理店	
	喫茶店	
	居酒屋	
	バー（接待や遊興を伴わないもの）	
遊興施設	キャバレー	<p>【その他の店舗】</p> <p>○営業時間短縮（5時から20時） 酒類提供（持込み含む）は自粛</p> <p>○同一グループ・同一テーブル4人以内（5人以上の入店案内は控えること）</p> <p>（共通事項）</p> <p>○利用者へのマスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む）</p> <p>○アクリル板の設置等</p> <p>○上記のほか、特措法施行令第5条の5各号に規定される措置（従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、施設の消毒、施設の換気）</p> <p>○業種別ガイドラインの遵守を徹底</p> <p>○利用者に対し2時間程度以内での利用を要請</p> <p>○カラオケ設備を利用する場合は、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策を徹底</p>
	ナイトクラブ	
	ダンスホール	
	スナック	
	バー（接待や遊興を伴うもの）	
	ダーツバー	
	パブ	
	サロン	
	ホストクラブ	
	ディスコ	
	カラオケボックス	
	カラオケ喫茶	
インターネットカフェ（※）		
漫画喫茶（※）		
結婚式場等	飲食店営業許可を受けている結婚式場、ホテル又は旅館において披露宴等を行う場合	※インターネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、営業時間短縮要請の対象外。

2 飲食店以外①

カテゴリー	対象	要請内容
<p>商業施設 (生活必需物資販売施設以外)</p>	<p>卸売市場 コンビニエンスストア 大規模小売店 百貨店 スーパーマーケット ホームセンター ショッピングセンター（地下街含む） 靴屋 衣料品店 寝具小売業 かばん・袋物小売業 雑貨屋 文房具屋 本屋 自転車屋 家電販売店 園芸用品店 鍵屋 家具屋 建具小売業 畳小売業 宗教用具小売業 金物・荒物小売業 陶磁器・ガラス器小売業 楽器小売業 写真機・写真材料小売業 時計・眼鏡・光学機械小売業 たばこ・喫煙具専門小売業 建築材料小売業 自動車(二輪自動車含む)販売店、カー用品店 花屋 宝石類や金銀の販売店 古物商（質屋を除く） 金券ショップ 古本屋 おもちゃ屋、鉄道模型屋 囲碁・将棋盤店 DVD/ビデオショップ・レンタル アウトドア用品、スポーツグッズ店 ゴルフショップ 土産物店 アイドルグッズ専門店 美術品販売</p>	<p>(1000㎡超の施設が対象) ○以下の感染防止対策を徹底すること 入場者の整理等（人数管理、人数制限、誘導等）、 入場者に対するマスク着用の周知、 アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保 など</p>
<p>遊技施設</p>	<p>マージャン店 パチンコ屋 ゲームセンター ビリヤード場 囲碁・将棋所</p>	
<p>遊興施設</p>	<p>性風俗店(ファッションヘルス、デリヘル、個室付き浴場業、SMクラブ等) のぞき部屋 出会い系喫茶 ストリップ劇場 テレフォンクラブ アダルトショップ 個室ビデオ店 射的場 勝ち馬投票券発売所 場外馬（車・舟）券場 インターネットカフェ（※1） 漫画喫茶（※1） カラオケボックス（※2）</p>	<p>※1 夜間の長期滞在を目的とした利用が相当程度見込まれない施設に限る ※2 食品衛生法の飲食店営業許可を受けていない施設に限る</p>
<p>サービス業</p>	<p>ペットショップ ペット美容室（トリミング） 住宅展示場 旅行代理店（店舗） ネイルサロン(保健所に届け出ている理美容所は除く) まつ毛エクステンション専門店(ヘアカット等を行わない理美容所) スーパー銭湯 サウナ エステサロン(保健所に届け出ている理美容所は除く) リラクゼーション 整体院(国家資格有資格者が行うものは除く) 日焼けサロン 脱毛サロン タトゥースタジオ 占い 写真屋・フォトスタジオ 展望室</p>	

3 飲食店以外②

カテゴリー	対象	要請内容
運動・遊技施設	体育館	<p>【人数上限・収容率】 イベント開催時は、イベント開催制限と同じ</p> <p>【その他】（1000㎡超の施設に要請） ○以下の感染防止対策を徹底すること 入場者の整理等（人数管理、人数制限、誘導等）、 入場者に対するマスク着用の周知、 アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保 など</p> <p>※飲食店営業許可を受けている施設について、飲食店と同様の要請</p>
	スケート場	
	水泳場	
	屋内テニス場	
	柔剣道場	
	ボウリング場	
	スポーツジム	
	ホットヨガ、ヨガスタジオ	
	ゴルフ場・ゴルフ練習場	
	バッティング練習場	
	陸上競技場	
	野球場	
	屋外テニス場	
	弓道場	
テーマパーク		
遊園地		
博物館等	博物館	<p>【その他】（1000㎡超の施設に要請） ○以下の感染防止対策を徹底すること 入場者の整理等（人数管理、人数制限、誘導等）、 入場者に対するマスク着用の周知、 アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保 など</p> <p>※飲食店営業許可を受けている施設について、飲食店と同様の要請</p>
	美術館	
	科学館	
	記念館	
	水族館	
	動物園	
	植物園	
劇場等	劇場	<p>【その他】（1000㎡超の施設に要請） ○以下の感染防止対策を徹底すること 入場者の整理等（人数管理、人数制限、誘導等）、 入場者に対するマスク着用の周知、 アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保 など</p> <p>※飲食店営業許可を受けている施設について、飲食店と同様の要請</p>
	観覧場	
	演芸場	
	映画館	
	プラネタリウム	
遊興施設	ライブハウス（※）	<p>※飲食店営業許可を受けている施設について、飲食店と同様の要請</p>
集会・展示施設	集会場	<p>【その他】（1000㎡超の施設に要請） ○以下の感染防止対策を徹底すること 入場者の整理等（人数管理、人数制限、誘導等）、 入場者に対するマスク着用の周知、 アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保 など</p> <p>※飲食店営業許可を受けている施設について、飲食店と同様の要請</p>
	公会堂	
	展示場	
	貸会議室	
	文化会館	
	多目的ホール	
ホテル・旅館	ホテル（集会の用に供する部分に限る）	<p>【その他】（1000㎡超の施設に要請） ○以下の感染防止対策を徹底すること 入場者の整理等（人数管理、人数制限、誘導等）、 入場者に対するマスク着用の周知、 アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保 など</p> <p>※飲食店営業許可を受けている施設について、飲食店と同様の要請</p>
	旅館（集会の用に供する部分に限る）	
	野外キャンプ場（集会の用に供する部分に限る）	